

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	一時差異等調整引当額についての所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>投資法人等の課税の特例規定（導管性要件を満たした場合には、支払配当を損金算入できる特例規定）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第67条の15 等		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲33,549) [平年度] - (▲33,549)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>導管性要件に係る判定式を見直すことによって、投資法人の導管性を確保し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成27年度税制改正においては、投資法人の利益超過分配のうち「一時差異等調整引当額」として利益処分に充当したものについては、税務上也配当と取扱うことにより、税会不一致等に係る課題が解消。</p> <p>導管性要件に係る判定式について、「所得超過税会不一致」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、判定式の分子である（税務上の）配当等が追加的に増加することになり、これに併せて、分母を調整（利益超過配当を加算）することとされている。</p> <p>一方、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、「所得超過税会不一致」と同様に分母を調整してしまうと、導管性要件を満たさなくなるおそれがあり、その対応を図るため投資法人の活動が制約されるおそれ。</p> <p>不動産証券化市場の活性化を図る観点から、投資法人の活動の制約を解消するため、「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とする措置が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
	政策の達成目標	投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現行制度上、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じる場合、投資法人の活動が制約されるおそれがある。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人のうち、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じる法人において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。
	ページ	14—2

税負担軽減措置等の適用実績	上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績：53 法人（27 年 7 月末）										
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年度 (千円)</td> <td>道府県民税</td> <td>事業税</td> <td>市町村民税</td> <td>地方法人特別税</td> </tr> <tr> <td>投資法人</td> <td>3, 241, 669</td> <td>12, 338, 674</td> <td>7, 974, 507</td> <td>9, 994, 326</td> </tr> </table>	平成 25 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	投資法人	3, 241, 669	12, 338, 674	7, 974, 507	9, 994, 326
平成 25 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税							
投資法人	3, 241, 669	12, 338, 674	7, 974, 507	9, 994, 326							
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	投資法人等の支払配当損金算入制度により、ビークル段階で法人税課税をほぼ受けないことが実現され、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。										
前回要望時の達成目標	—										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—										
これまでの要望経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。										
ページ	14—3										